

新潟県警察指定被害者支援要員制度実施要領の制定について（例規通達）

平成12年 3 月 22 日

本部（警務）第24号

〔沿革〕 平成13年 3 月本部（警務）第30号、20年 6 月第34号、22年 3 月第20号、23年 3 月第15号、24年 3 月第12号、9 月第44号、26年 6 月本部（交企）第47号、29年 8 月本部（警務）第31号、9 月本部（刑総）第35号、30年 3 月本部（捜一）第16号、31年 3 月本部（警務）第32号、令和 5 年11月本部（刑総）第53号、8 年 3 月本部（警務）第17号改正

このたび、事件事故の被害者等に対する支援活動を効果的に推進するため、新潟県警察指定被害者支援要員制度実施要領を別添のとおり制定し、平成12年 4 月 1 日から実施することとしたので、趣旨を理解の上、効果的な運用に努められたい。

別添

新潟県警察指定被害者支援要員制度実施要領

第 1 趣旨

この要領は、事件事故の被害者又はその遺族（以下「被害者等」という。）に対し、事件事故の発生直後における支援を行う指定被害者支援要員（以下「指定支援要員」という。）の指定及び運用に関し、必要な事項を定めるものとする。

第 2 運用体制

1 総括責任者

- (1) 署、鉄道警察隊（以下「鉄警隊」という。）及び高速道路交通警察隊（以下「高速隊」という。）に総括責任者を置き、所属長をもって充てる。
- (2) 総括責任者は、被害者支援責任者（以下「支援責任者」という。）を指揮し、署、鉄警隊又は高速隊（以下「署等」という。）の被害者支援施策を担当する部門と事件主管課（分駐隊を含む。）との連携が図られるように配意するとともに、要領の運用に関する総括的な指揮を行うものとする。

2 支援責任者

- (1) 署等に支援責任者を置く。
- (2) 支援責任者は、署にあっては副署長又は次長を、鉄警隊及び高速隊にあっては副隊長をもって充てる。
- (3) 支援責任者は、総括責任者の指揮を受け、所属における被害者支援の推進責任者として指定支援要員の運用を統括するとともに、被害者支援活動の効果的な推進に努めるものとする。

3 実施責任者

- (1) 署等に実施責任者を置く。
- (2) 実施責任者は、署にあっては警務課長を、鉄警隊及び高速隊にあっては総括責任者が指定する者をもって充てる。
- (3) 実施責任者は、支援責任者を補佐し、被害者支援に関する企画、所属職員に対する教養、関係機関・団体との連携及び経済的支援施策の実施に努めるものとする。

る。

4 事務担当者

- (1) 署等に事務担当者を置く。
- (2) 事務担当者は、署にあっては警務課の警察官（警務課長を除く。）を、鉄警隊及び高速隊にあっては総括責任者が指定する者をもって充てる。ただし、署においては、事務担当者と指定支援要員を兼ねることはできない。
- (3) 事務担当者は、実施責任者を補佐し、所属における被害者支援施策の推進に当たるものとする。

第3 指定支援要員の指定及び解除

1 指定

総括責任者は、警部補以下の階級にある警察官の中から、被害者支援の推進に適任であると認められる者を指定支援要員に指定する。

なお、新潟県警察性犯罪指定捜査員運用要綱の制定について（平成8年11月15日付け（捜一）第37号）に定める性犯罪指定捜査員が配置されている署及び鉄警隊においては、性犯罪指定捜査員の中から1名以上を指定支援要員に指定するものとする。

2 指定人数

- (1) 署における指定人数は、原則として、生活安全課、地域課及び警備課にあっては1名以上、刑事生活安全課、地域交通課、刑事課及び交通課にあっては2名以上とする。
- (2) 鉄警隊における指定人数は、原則として、日勤勤務者1名以上及び小隊ごとに1名以上とする。
- (3) 高速隊における指定人数は、原則として、小隊ごとに1名以上とする。

3 解除

総括責任者は、指定支援要員が、人事異動、疾病その他やむを得ない事情によりその任務を遂行できないと認められるときは、指定を解除するものとする。

第4 事件主管課長の責務

署の生活安全課長、刑事生活安全課長、地域交通課長、刑事課長、刑事第一課長、刑事第二課長、交通課長及び警備課長並びに高速隊の分駐隊長（以下「事件主管課長」という。）は、支援責任者を補佐して被害者支援の推進に努めるとともに、指定支援要員が任務を円滑に遂行できるよう部下職員の指揮監督を行い、確実な支援が実施されているか、被害者支援実施チェック票（別記様式第1号）により検証するものとする。

第5 被害者支援対象事件

1 身体犯事件

身体犯事件において、指定支援要員が支援を行う対象事件（以下「対象事件」という。）は、次に掲げる罪に当たるものとする。

- (1) 殺人罪（刑法（明治40年法律第45号）第199条の罪であり、未遂を含む。）
- (2) 強盗致死傷罪（刑法第240条の罪であり、未遂を含む。）
- (3) 強盗・不同意性交等罪及び強盗・不同意性交等致死罪（刑法第241条の罪であ

り、

未遂を含む。)

- (4) 不同意性交等罪（刑法第177条の罪であり、未遂を含む。）
- (5) 不同意わいせつ罪（刑法第176条の罪であり、未遂を含む。）
- (6) 不同意わいせつ等致死傷罪（刑法第181条の罪）
- (7) 監護者わいせつ罪及び監護者性交等罪（刑法第179条の罪であり、未遂を含む。）
- (8) 未成年者略取及び誘拐罪（刑法第224条の罪であり、未遂を含む。）
- (9) 営利目的等略取及び誘拐罪（刑法第225条の罪であり、未遂を含む。）
- (10) 身の代金目的略取及び誘拐罪（刑法第225条の2の罪であり、未遂を含む。）
- (11) 所在国外移送目的略取及び誘拐罪（刑法第226条の罪であり、未遂を含む。）
- (12) 人身売買罪（刑法第226条の2の罪であり、未遂を含む。）
- (13) 逮捕及び監禁罪（刑法第220条の罪）
- (14) 逮捕等致死傷罪（刑法第221条の罪）
- (15) 傷害致死罪（刑法第205条の罪）
- (16) 傷害罪（刑法第204条の罪）のうち、被害者が全治1か月以上の傷害を負ったもの
- (17) (1)から(16)までの罪以外で、致死傷を結果とする結果的加重犯において、致死の結果が生じたもの又は致傷の結果が生じたもののうち被害者が全治1か月以上の傷害を負ったもの（2の交通事故事件に係るものを除く。）

2 交通事故事件

交通事故事件における対象事件は、次に掲げるものとする。

(1) 死亡ひき逃げ事件

車両等の交通により人が死亡した場合において、道路交通法（昭和35年法律第105号）第72条第1項前段に規定する措置を講じなかった違反に係る事件

(2) ひき逃げ事件

車両等の交通により人が傷害を負った場合において、道路交通法第72条第1項前段に規定する措置を講じなかった違反に係る事件

(3) 交通死亡事故等

(1)及び(2)のほか、車両等の交通による人の死亡があった事故及び人が全治3か月以上の傷害を負った事故

(4) 危険運転致死傷罪等に該当する事件

(1)から(3)までのほか、危険運転致死傷罪（自動車の運転により人を死傷させる行為等の処罰に関する法律（平成25年法律第86号）第2条及び第3条）、無免許危険運転致傷罪（同法第6条第1項）及び無免許危険運転致死傷罪（同法第6条第2項）に該当する事件

3 総括責任者の認定対象事件

1及び2のほか、総括責任者が指定支援要員の支援を行う必要があると認めた事件事故は、対象事件とする。

第6 指定支援要員の任務等

1 任務

指定支援要員は、早期に被害者等と接触し、次に掲げる任務を行うものとする。

(1) 付添い

ア 医療機関受診に伴う医師への手配・説明及び付添い

イ 警察捜査及び検察庁等への付添い

(2) ヒアリング

ア 捜査に対する要望等の聴取

イ 被害者の心配事等への対応

(3) 説明

ア 捜査の流れ、各種捜査書類作成の必要性等の説明

イ 「被害者の手引き」の交付及び説明

ウ 被害者支援関係機関・団体の説明、紹介等

(4) その他被害者支援に関する業務

2 運用

(1) 支援責任者は、具体的な事件事故の発生に際し、指定支援要員の中から適任者を指定するものとし、指定を受けた指定支援要員は、事件主管課長の指揮の下に支援を行うものとする。

(2) 総括責任者は、当直時における被害者支援に対処するため、毎当直ごとに、指定支援要員とは別に、警部補以下の階級にある警察官の中から1名以上を被害者支援要員（以下「当直支援要員」という。）に指定する。

当直支援要員は、当直責任者の指揮を受け、認知直後の被害者等に対し付き添うなど一時的な支援措置を講ずるものとし、速やかに指定支援要員に引き継ぐものとする。

指定支援要員は、当直時の当直支援要員を兼ねることができる。

3 指定支援要員が対応すべき期間

(1) 原則として、対象事件を認知したときから、当該事件の被疑者が検挙され、起訴、不起訴等検察庁の処分が確定した時点までとするが、被疑者未検挙の場合は、被害者等の実情に応じて署長等が弾力的に運用するものとする。

(2) 支援責任者は、被害者等が支援を拒否したり、他の相談機関に引き継ぐなどの事情があり、指定支援要員による支援を打ち切ることが妥当であると認めた場合は、総括責任者の承認を得て当該対応を打ち切るものとする。ただし、打ち切った後、再び指定支援要員が対応すべき事情が生じたときは、総括責任者に報告して支援を再開するものとする。

4 配意事項

(1) 指定支援要員は、事件担当捜査員と緊密に連携して被害者支援を実施すること。

(2) 警察で対応できない分野の相談については、警察署単位被害者支援連絡協議会又は新潟県被害者支援連絡協議会等関係機関・団体と連携して適切な措置を講ずること。

第7 報告

1 総括責任者は、指定支援要員を指定又は解除したときは、所属における指定支援要員の指定状況を指定被害者支援要員報告書（別記様式第2号）により報告（警務

課長経由。以下同じ。)すること。

- 2 総括責任者は、対象事件に関して指定支援要員を運用したときは、その都度、指定被害者支援要員運用状況報告書（別記様式第3号）により報告すること。

なお、指定被害者支援要員運用状況報告書には、前記第4で作成する被害者支援実施チェック票を添付すること。